

あまりに姑息な「自治基本条例廃止」



2019年11月27日 FB ページ I Love いしがき に投稿

2019年11月27日の八重山毎日新聞記事です。

全員与党の調査特別委で、何という姑息なやり方でしょう。

石垣市自治基本条例に基づく限り、市長側の「住民投票はしなくて良い」という論理は成り立ちません。それは、11月19日の住民投票実施義務付け訴訟第1回公判を見るだけ

自治基本条例廃止を

石垣市議会 調査特別委 「必要性なし」と判断

石垣市議会の自治基本条例に関する調査特別委員会(友寄永三委員長、10人)は26日、5回目の審議を議員協議会室で行い、賛成多数で「必要性はない」と判断、廃止を求める決定をした。2009年12月当時の制定過程と条例の内容に問題があるとの指摘が相次ぎ、「国家の崩壊につながりかねない」との危惧も。12月2日開会する12月定例会市議会で報告する。拘束力はないが、当局側が廃止・改正など見直しを行う際の根拠となりそうだ。

この日は、これまでの審議を踏まえ、委員一人一人が総括的な意見を述べた。同条例が与野党対立の中で制定された経緯に「理念を共有した上で全会一致で誕生すべきだった。争いの中で生まれた条例は仕切り直しをすべきだ」「石垣亨氏」「無理がある。しっかりと議論していない」「我喜屋隆次氏」などの指摘があった。

当局側が理念的な条例として扱われてきたと答弁していることに「理念をあえて条例で定める必要はない」「砥板芳行氏」「市民憲章とも整合性が取れない」「石垣亨氏」と疑問視した。「市民」を「市内に住み、

挙手で自治基本条例の廃止に賛成する委員ら
11月26日午前、議員協議会室



または市内で働き、学び、「う」と定義していることにもしくは活動する人をい一つについては「住民登録をして

いない人も含まれている」

(東内原とも子氏)などの疑義があった。

困との対等な関係を規定する基本理念、最高規範との位置付けには「条例は地方自治法第2条2項に抵触するのではないか。例えば国の事務である陸上自衛隊

配備計画の賛否を問う住民投票は、国家の崩壊につながりかねない」「石川勇作氏」「首里城再建でも県が国にお願いしている状況だ」「石垣亨氏」「憲法、法律があるのに、条例が石垣市の最高規範というのはおかしい」「友寄氏」などの発言があった。

採決では、石垣達也氏を除く全員が廃止に賛成。石垣氏は「市民の定義に異議がある。まずは市民の定義を見直すべきではないか」と一部見直しを主張。箕底用一氏は「今の時代に合った条例をつくる」という条件

で賛成する」と述べた。委員は全員与党。野党は、3月定例会で特別委設置に反対、委員に加わらなかった。

条例見直しに審議会

43条で設置義務規定

石垣市自治基本条例は、5年を超えない期間ごとに条例の見直しについて43条で規定している。同条1項によると、市は

見直しを行い、将来にわたって条例を充実発展させるものとしている。1項の見直しを行う場合、審議会を設置し諮問しなければならないと義務付けている。

でも明らかです。

<http://loveishigaki.jp/archive/article/article6/ymainichi20191121a.jpg>

そこで、「自治基本条例そのものを消せ」とは！

ただし、自治基本条例の改正には、審議会を設置して議論が必要です。すぐ出来ることではありません。だから、まずは、条例の評判を落とそうという思惑でしょう。そこが、とても姑息です。

試合が始まってからルールを変えるのは、どの世界でも成り立ちません。

「議会で多数を握れば、何でもやれる」と、「市政運営の最高規範」さえなくするという態度は、民主主義の否定につながります。やがては、香港のように、市民に見放されるでしょう。

+++++

石垣市自治基本条例 第17章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

第42条 この条例は、市政運営の最高規範であり、他の条例等の制定又は改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を確保しなければならない。

2 市民、事業者等及び市は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めるものとする。

3 この条例の第7章から第16章に定める施策の推進に関して、必要な事項は別で定める。

(条例の見直し)

第43条 市は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢などの変化に適合したものかどうかを検討し、市民の意見を踏まえて、この条例の見直しを行い、将来にわたりこの条例を充実発展させるものとする。

2 前項に規定する条例の見直しにあたっては、審議会を設置し、諮問しなければならない。